

◆入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等については以下のとおりです。

公告において「再資源化の有無：有」としているものは、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事となります。

1 入札参加資格及び共同企業体等に関する事項（入札に参加できるのは、以下の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。）

(1) すべての構成員は、次の要件を満たす必要があります。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 入札参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工書の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- ウ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- エ 本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- オ 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除きます。
- カ 本工事に係る設計業務等の受託者（当該受託者が建設関連共同企業体である場合にあつては、当該共同企業体の代表者を含むすべての構成員をいう。）又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。
  - 一 受託者は、公告に掲載のとおりです。
  - 二 「当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
    - ア 当該受託者と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
    - イ 役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社。
      - (ア) 株式会社の取締役。ただし、次のaからdに掲げる者を除く。
        - a 会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役
        - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
        - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
        - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
      - (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
      - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
    - (エ) 組合の理事
    - (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者
  - ウ 役員（配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員に就任している会社）
  - エ 本工事に係る設計業務等において、当該受託者に技術的支援を行っている者。なお、「技術的支援」とは、「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」、「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいいます。
- キ 本工事の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連性がある者でないこと。
- ク 代表者以外の構成員は、代表者と資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
- イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
- ウ 一方の会社の役員（配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員に就任している会社）

社。

ケ 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(2) 構成員の数  
3 者とします。

(3) 形態及び出資比率  
共同企業体の形態は、構成員が共同して工事を行う方式とし、全ての構成員の出資比率が 20 パーセント以上であること。  
構成員は、本工事の他の入札参加資格確認申請者である共同企業体の構成員でないこと。

(4) 代表者の要件  
ア 出資比率が構成員中最大であること。  
イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める特定建設業の許可を有しての営業年数が 5 年以上の者であること。

(5) 代表者以外の構成員の要件  
建設業法に定める特定建設業の許可を有している者であること。

(6) 存続期間  
ア 本工事の相手方となった者  
本工事に係る請負契約の履行完了後 3 ヶ月を経過した日までとします。  
イ 本工事の相手方とならなかった者  
本工事に係る契約の相手方が確定した日までとします。

(7) 電子入札システムへの共同企業体名の登録について ※紙入札による入札参加申請者は除く  
本工事は、共同企業体での入札参加を求めているため、電子入札システムにおいて入札参加資格確認申請を行う際に「JV 参加」の欄にチェックを入れ、共同企業体名を必ず登録しなければなりません。

## 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金  
納付してください。ただし、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、全ての構成員が佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定による建築一式工事の競争入札参加資格の決定を公告の時点で受けている場合は、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除します。  
なお、入札保証に係る入札保証金の額は、請負代金額の 100 分の 5 以上とします。

(2) 契約保証金

納付してください。(地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程 38 条の規定に基づく担保を供した場合若しくは公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、免除する。)

### 3 配置予定技術者に係る資格及び専任性等について

(1) 配置予定技術者の資格について

建設業法第 26 条の規定により本工事の発注工種に適合した同法第 7 条に規定された資格を有する主任技術者又は監理技術者を設置しなければなりません。

なお、代表者は請負金額にかかわらず専任の監理技術者を設置しなければなりません。

(2) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置を必要とする建設工事について

本工事は、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)の定めるところにより、すべての構成員において専任での配置が義務付けられています。

(3) 配置予定技術者調書(様式第 7-1、7-2 号)について

ア 他工事に専任主任技術者(監理技術者)として配置している者を本工事の配置予定技術者として申請する場合は、本工事の契約予定日の前日までに(遅くとも現場に着手するまでに)、他工事の専任を外すことが確実(他工事の完成検査に合格する見込みが確実である等)であるものに限り、また、真にやむを得ない事情により本工事に配置ができなくなった場合は、入札の際に辞退届を電子入札システム又は紙書類で提出してください。  
なお、落札決定後に申請した配置予定技術者を設置できない状況となった場合は、特別の事情がある場合を除き、指名停止措置、契約の解除等を行います。

イ 専任での配置については、入札参加資格確認申請者において、入札心得(参考)の「※監理技術者等の専任期間について」を確認のうえ申請があったこととします。

ウ すべての構成員は、配置予定技術者調書提出時に技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができます。ただし、総合評価方式に係る技術者の評価点については、評価点の最も低い者で評価します。

また、複数の候補者の中から 1 名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。(すべての構成員において、複数の候補者の上限は 3 名までとします。)

### 4 入札参加資格に係る同種工事の実績(構成員及び配置予定技術者)について

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が 20%以上の施工実績に限り、ただし、特定建設工事共同企業体の構成員(代表者を含む。)が 4 者の場合は、「出資比率が 20%以上」とあるのは、「出資比率が 15%以上」と読み替える。

(2) 経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として認めます。

(3) 配置予定技術者の施工経験の取り扱いについて

監理技術者、主任技術者、現場代理人及び担当技術者の施工経験については、従事期間が工期(※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。)の 2 分の 1 を上回る場合のみ施工経験として認めます。

ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限ります。

### 5 書面提出資料の送付方法等

(1) 書面提出資料の提出にあたっては以下の点に留意してください。

- 提出方法は、持参又は郵便等のいずれでも差し支えありませんが、公告に掲載している受付期間内に提出先に到達したものに限り、
- 持参又は郵便等のいずれの場合も、「入札参加資格及び総合評価落札方式に伴う書面提出資料一覧表(別紙 1)」を添付のうえ、書面提出資料一切を封入し、封筒には、「発注機関名」、「工事名」及び「技術者等資料在中」と朱書きしてください。
- 郵便等の場合は、配達事故等を防ぐため、できるだけ書留郵便等の配達記録が残る方法としてください。(普通郵便により提出された書類が受付期間の最終日に提出先に到達していない場合は、理由の如何を問わず「入札参加資格無し」となります。)

- ・持参の場合は、公告に掲載している受付期間内（佐賀県の休日に関する条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する県の休日を除く）の午前9時00分から午後4時00分までを受付時間とします。また、受付時の提出書類の内容確認は一切行いません。
- ・提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

(2) 総合評価の落札者決定基準に記載している同種工事等に関し、佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領の規定に基づく事前登録を受けている者は、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類」等に代えて、それぞれの総合評価事前審査登録証の写しを送付してください。

また、事前登録の申請を行っている者（総合評価事前審査登録証を受領していない者に限る）は、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類」等に代えて、それぞれの総合評価事前審査登録申請書（以下「申請書」という。）の写しを送付することができます。

なお、その際は、既に提出されている申請書及び事実を証する書類の資料をもって、評価値を判断します。

(3) 「事実を証する書類」及び「経験を証する書類」について、同じ内容で資料を提出する場合は、各様式ごとに添付資料として提出する必要はありません。

## 6 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、公告に掲載している期限までに入札参加資格確認の通知をします。（紙による入札参加資格申請者に対しては、電子メールにより入札参加資格確認の通知をします。）

よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格有りの通知を受けた者に限ります。

入札参加資格が無いと通知された場合、入札参加資格が無いと認めた理由について説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合は、公告に記載している期限までにその旨を記載した書面を提出してください。

## 7 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定による建築一式工事の決定を受けていない場合の提出書類について

入札公告に規定する入札参加資格のうち、「佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定による建築一式工事の決定（公告日時点）」を受けていない者については、書面書類の提出期限までに次の書類を提出してください。

ア 資格審査申請書

イ 申請書受理票

ウ 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類

(ア) 県内の県税事務所で取得可能です。

(イ) 佐賀県内に営業所等が無い場合、「課税額なし」の証明書（原本）を提出してください。

(ウ) 申請日から3か月以内に発行されたものである必要があります。

エ 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類（写し可）

(ア) 主たる営業所（本店）を管轄する税務署で取得可能です。

(イ) 「様式その3」又は「様式その3の3」を提出してください。

(ウ) 申請日から3か月以内に発行されたものである必要があります。

オ 特定建設業の許可証（写し可） ※代表者のみ

カ 令和2年9月1日から令和3年8月31日までの間に審査基準日がある総合評定通知書の写し

キ 令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間に審査基準日がある総合評定通知書の写し

ク 建設業の許可を受けた営業所に契約に関することを委任する場合及び競争入札参加資格の審査の申請について代理人による申請をする場合は、委任状

ケ 建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書の写し（建設業の許可を受けた営業所に契約に関することを委任する場合は、別紙2の写しを含む。）又は建設業許可通知書の写し若しくは許可証明書

## 8 総合評価に関する事項

この入札は、価格と価格以外の要素（施工能力等）を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式**標準型**を適用します。併せて、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、公告等に記載された要求条件を確実に実現できるか審査し評価を行う施工体制確認型を適用します。

### (1) 技術提案書の提出

入札参加者は、技術提案を行う場合、技術提案書を提出するものとします。また、技術提案を行わない場合、発注者が設計図書に示した仕様書及び図面等（以下「標準案」という。）により施工することを選択できます。この場合、意思表示書等を提出するものとし、技術提案に係る加算点は0点となります。なお、意思表示書等が無い場合は欠格となります。

また、技術提案が不採用になった場合、標準案による施工の意思がある入札参加者は、提出する技術提案書にその旨明記する必要があります。これがない場合も欠格となります。

### (2) 評価項目と評価基準

入札参加者の提出した提案書等及び施工体制確認の調査に先立ち求める追加資料について、別記「落札者決定基準」及び別紙「技術提案審査基準」「施工体制評価審査基準」に基づき評価するものとします。

### (3) 提案書等の採否、欠格の通知

提案書等の採否、欠格の通知については、技術提案の審査結果通知書により通知します。

なお、提案書等が不適切なために欠格となる場合は、通知に併せてその理由も付すものとします。

また、上記通知を受けた者は、当該通知を受けた日から5日以内に、その内容について説明を求めることができます。

### (4) 総合評価の方法

入札参加資格を確認できた入札参加者全てに基礎点（100点）を与え、さらに入札参加者から提出された資料により評価し、0点～最大30点の範囲で加算点を、0点～30点の範囲で施工体制評価点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す方式で得られた数値（以下「評価点」という。）を求めます。ただし、その評価値が、基礎点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこととします。

（算出式）

技術評価点＝基礎点（100点）＋加算点（0～最大30点）＋施工体制評価点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

評価値≧基礎点（100点）／予定価格

### (5) 施工体制ヒアリングの実施について

施工体制の構築と施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施します。

なお、評価値が最も高い者の申込に係る価格が、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に定める低入札調査基準価格（以下「低入札価格」という。）以上であるときは、ヒアリングを行わない場合があります。

ア ヒアリングの日時、場所及び追加資料の提出期限については、公告に掲載しているとおりです。

#### イ 追加資料の提出

入札参加者のうち、その申込に係る価格が低入札価格に満たない者に対して、ヒアリングのための追加資料の提出を求めます。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札日の翌日以内に入札参加者あて連絡するものとし、その提出期限は、公告に掲載しているとおりです。

提出を求める追加資料は【別紙1】のとおりです。

なお、【別紙1】の追加資料は、提出期限後の修正及び再提出を認めません。入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡します。

ヒアリングの出席者（最大3名以内）については、申請された配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）が複数の場合、発注者が事前に指定する配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含めてください。

追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合、有効な様式の提出が8割に満たなかった場合等は、入札に関する条件に違反した入札として無効とするほか、指名停止とする場合があります。(その他の無効条件は【別紙2】のとおりです。)

ヒアリング時には、明確な説明・証明に必要と思われる資料は必ず全て持参し、県の求めに応じて提示する必要があります。また、提出された工事費内訳書について説明を求めることがあります。資料を持参していない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については、施工体制評価点を加点しません。これと併せ、加算点及び基礎点を加点しないことがあります。審査方法の概要は【別紙1】のとおりです。

※都合により、追加資料の提出ができない場合は、【別紙3】を提出してください。

#### (6) 技術提案の不履行の場合等における措置

ア 発注者が修補を請求し、修補が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとします。ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りではありません。

イ 契約締結後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとします。

#### (7) 技術評価点の照会について

落札決定後に公表される技術評価点について疑義がある場合は、その内容について照会できるものとします。

### 9 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とします。ただし、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがあります。

(2) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者となるべき者を定めます。(ただし、評価値は小数点以下13桁目を切り捨てた値とします。)

(3) 評価値が最も高い者が低入札調査基準価格を下回る入札である場合は、落札者の決定を保留し、佐賀県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要領に規定する調査により評価値の確定を行い、評価値が最も高い者を落札者とします。

ただし、評価値が最も高い者が低入札調査基準価格を下回る入札である場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定します。

(4) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施します。

### 10 工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書(別紙様式2)について

入札書提出締切日時までに、「工事費内訳書」及び「現場代理人等配置予定事前届出書」を、電子入札システムにより入札書と併せて登録してください。

※紙による入札参加者を除く。紙による入札参加者は、「11 紙による入札書及び工事費内訳書等の提出方法について」を確認してください。

(1) 一般管理費等、工事価格、消費税相当額、工事費計は、工事費内訳書に記載しないでください。

よって、工事費内訳書には工事原価まで記載してください。

なお、一般管理費等は工事費内訳書に記載しないが、以下の計算式より算出された金額を入札参加者が提示した一般管理費等とみなし、工事費内訳書に記載されたものとして適用します。

一般管理費等 = 入札金額 - 工事費内訳書記載の工事原価

※上記について、製作工事がある場合は「工事価格」を「据付工事価格、工事価格」に、「工事原価」を「据付工事原価」に読み替えます。また、この場合、一般管理費等の計算式においては、入札金額からさらに「製作工事(機器単体費)」を差し引きます。

(2) 工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書は、公告に添付された様式を使用し、書式の変更等(ファイル形式の変更を含む。)を行わないでください。

- (3) 工事費内訳書について、入札心得6「無効の入札」を確認のうえ提出してください。
- (4) 現場代理人等配置予定事前届出書の主任技術者及び監理技術者については、入札参加資格有りの通知を受けた配置予定技術者を届け出てください。複数人届け出される場合においては、その複数の候補者の中から1名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。

## 11 紙による入札書及び工事費内訳書等の提出方法について

### (1) 持参による場合

公告に掲載している入札書提出期間の初日については9時から17時、最終日については9時から12時までを受付時間とします。

提出する際は、入札書、工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書を別々の封筒に入れ、封筒の表面に、封入する書類名、工事名、あて名、入札参加者の氏名を記載し、封緘の上、入札参加者本人（共同企業体の代表者）が持参してください。

なお、入札参加者から入札についての委任を受けた者による持参も可能ですが、受任者が持参する場合は、別途委任状の提出が必要です。

提出された入札書等は、受付時点では一切内容確認をしませんので、内容に誤りがないよう十分確認のうえ提出してください。

工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書については、入札書提出期限の経過後、速やかに開封し、内容を確認します。内容に不備があった場合、工事費内訳書は修正等できませんが、現場代理人等配置予定事前届出書については修正を認めますので、発注者の指示に従ってください。

入札書等の持参により提出した入札参加者は開札に立ち会うこととします。（開札前に、電子くじによるくじ番号等の入力をしていただきます。）

### (2) 郵便による場合

郵便による場合は、「書留郵便」に限るものとし、公告に掲載している入札書提出期間内に提出先に到達したもののみ受付を行います。

提出する際は、二重封筒とし、「入札書」及び「工事費内訳書」を別々の内封筒に入れ、内封筒の表面に、封入する書類名、工事名、あて名、入札参加者の氏名を記載し、封緘してください。外封筒には、表書きとして、開札日、工事名、入札参加者の氏名のほか、「入札書在中」と記載したうえで、「入札書」及び「工事費内訳書」を封入した内封筒と、「くじ番号（3桁）を記載した紙」及び「現場代理人等配置予定事前届出書」を同封して発送してください。

## 12 入札質問について

### (1) 質問期限について

入札案件に対して質問がある場合の質問期限は、公告に掲載しておりますのでご確認ください。

質問期限を経過した後の質問は受付しません（回答しません）のでご注意ください。

### (2) 質問方法について

質問は、電子メールにより行ってください。 ※アドレスは公告本文に記載しています。

質問を行う際は、

- ・所定の様式を使用する
- ・メール本文に直接記載する
- ・独自の様式を使用する

のいずれもの方式でも差し支えありませんが、いずれの方法で質問を行う場合であっても、メール本文には「発注機関名」、「案件名」を記載するとともに、質問を行った方の会社名と担当者名を記載するようにしてください。（独自の様式を使用する場合は、質問の用紙にも「発注機関名」、「案件名」、「会社名及び担当者名」を記載してください。）

### (3) 回答方法について

質問に対する回答は、情報公開システムに回答を掲載する方法により行います（併せて、入札質問をされた方に対してのみ、回答を掲載した旨の電話連絡をいたします。）。

工事費の積算に関するものなど、重要な回答が掲載される場合もありますので、入札質問をされていない場合であっても、公告に掲載している回答期限内は、適宜、情報公開システムをご確認いただくようお願いします。

### 13 その他

- (1) 電子入札システムに登録した入札参加資格確認申請書ファイルにおいて、参加意思が不明確な場合は、入札参加資格確認申請書の受付ができません。  
〔(入札参加資格確認申請書の受付ができない主な事例)  
○入札参加資格確認申請書の記載内容に不備（工事番号、工事名、所在地、商号又は名称、代表者名の全てが記入漏れ）がある場合  
○登録ファイルが入札参加資格確認申請書でない場合〕
- (2) 入札参加資格確認申請書は、公告に添付された様式を使用し、書式の変更等（ファイル形式の変更を含む。）は行わないでください。
- (3) 入札書を提出する前に入札を辞退することとした場合は、佐賀県電子入札システムにより辞退届を提出してください。なお、辞退届を提出できる期間は、公告に記載している入札書提出期間に限られています。  
※入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。
- (4) 入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行います。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を通知します。  
再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（閉庁日の場合は、1日ずつ繰り越す。）の午前9時から12時までとし、受付期限後に直ちに開札を行います。
- (5) 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について設計図書等に記載された処理方法等により積算したうえで入札してください。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行ってください。
- (6) 発注機関が同一で工期が重複する近接した工事の受注者と同一業者が落札、契約締結し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合は、設計変更により間接工事費等の調整を行います。
- (7) 前金払 有 （各年度の出来高予定額の40%以内）
- (8) 中間前金払 有 （各年度の出来高予定額の20%以内）
- (9) 部分払 有
- (10) 本公告の記載内容に係る疑義（設計内容に係る疑義を含む。）については、公告している機関へ問い合わせください。  
また、落札決定後（中止した場合を含む。）の疑義については、発注機関へ問い合わせください。  
なお、入札心得13「意義の申立」には、「入札した者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。  
そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告に記載している質問期限までに必ず質問をしてください。
- (11) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り止めることがあります。  
なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。
- (12) 「入札心得（電子入札用）」及び「電子入札システム取扱要領」については、佐賀県ホームページのトップ画面の右にある＜入札＞をクリックし、＜電子入札＞ショートカットから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」内の「利用規約」に掲載していますので、必ず確認してください。

※低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結したときは、前金払の割合は20%以内となります。